

長崎県公式 Twitter アカウントに関する運用規程

平成 23 年 8 月

長崎県広報課

平成 24 年 2 月 1 日一部改正

平成 31 年 1 月 18 日一部改正

(目的)

- 1 Twitter が持つ拡散性、即時性を活かすことで情報の伝播効果を期待し、県政等に関するさまざまな情報を積極的かつ即時に発信することを目的とする。

(適用)

- 2 この運用規程は、「長崎県ソーシャルメディアの利用に関するガイドライン」(平成 23 年 8 月 26 日総務部長決裁。以下「ガイドライン」という。)に基づき、県職員が職務の一環として、各所属に付与された Twitter アカウントをもって、情報発信する際に適用する。

(アカウント登録)

- 3 広報課にツイッター総括担当者を置き、当該総括担当者がアカウント(ユーザー名、名称、パスワード、メールアドレス等)の登録及び総括的な事務にあたる。
- 4 ユーザー名及びパスワードは、広報課長が別に定める。
- 5 原則として、名称は所属名称を登録するものとする。
- 6 登録するメールアドレスは、長崎県イントラネットで使用可能な、所属に付与された Twitter 専用のアドレスとする。

(情報発信)

- 7 各所属は、所属長が指名したソーシャルメディア推進員を通して情報を発信する。発信を希望する所属は、それぞれの判断と責任により発信する。
- 8 広報課長が必要と認める場合は、一所属で複数のアカウントから情報発信で

きる。

(ユーザー名、パスワードの管理)

- 9 所属に付与されたアカウントのユーザー名、名称は変更してはならない。
- 10 パスワードは部外者に開示してはならない。また、他社のパスワードを利用して発信してはならない。

(意思決定)

- 11 発信する情報については、原則として所属長の決裁を必要とする。ただし、次に掲げる場合には、**Twitter** の特性や情報発信の即時性を考慮し、予め所属長が必要と認めた事項につき、ソーシャルメディア推進員の判断により直接情報を発信できるものとする。
 - (1) 既に一般に周知されている事項について、再度、正しい情報として発信する場合
 - (2) イベント、競技会等の現況・結果などについて情報発信する場合
 - (3) 法令等で定められている内容を情報発信する場合

(返信について)

- 12 原則として、県の **Twitter** アカウントからは返信しない。

ダイレクトメッセージについても、原則として対応しない。

県民等からの県政全般に対する質問や意見については **Twitter** での返信は行わず、県ホームページの「県へのご意見・ご提案」へ誘導する。

(フォローについて)

- 13 原則として、県の **Twitter** アカウントは他のアカウントをフォローしない。

(表記について)

- 14 情報を身近に感じてもらうために、専門用語を多用せず、利用者の立場に立って、平易な言葉で丁寧に伝えることとする。

(ホームページへの表示)

- 15 広報課は、各所属の情報発信を一つにまとめた総合公式アカウントを作成し、

ホームページ上に記載し、情報発信を行うとともに、なりすましでないことを証明する。

- 16 広報課は、ガイドライン及びこの運用規程をホームページ上に掲載するとともに、基本的に県の **Twitter** アカウントには、他のアカウントの情報を表示しないことを明示する。

(なりすましへの対応)

- 17 広報課及び各所属は、なりすましを発見した場合は、ホームページ等において情報を発信し、なりすましアカウントが存在することへの注意喚起を行うものとする。

(遵守事項)

- 18 法令及びガイドライン、この運用規程を遵守すること。

(登録の解除等)

- 19 広報課長は法令及びガイドライン、この運用規程に照らし、重大な利用違反や不正利用等が判明した場合は、当該所属のアカウントを削除する。

(協議事項)

- 20 この規程に定めていないことについては、広報課と情報を発信する所属とが協議して定めるものとする。